

第249期 中間決算公告

2023年11月29日

岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社 十六銀行
取締役頭取 石黒明秀

中間連結貸借対照表(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	917,057	預 金	6,325,993
コーローン及び買入手形	25,000	譲 渡 性 預 金	13,000
商 品 有 価 証 券	22	売 現 先 勘 定	127,441
金 銭 の 信 託	6,992	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	112,574
有 価 証 券	1,489,831	借 用 金	322,934
貸 出 金	4,784,288	外 国 為 替	533
外 国 為 替	5,085	信 託 勘 定 借	106
そ の 他 資 産	71,433	そ の 他 負 債	45,767
有 形 固 定 資 産	53,651	賞 与 引 当 金	1,062
無 形 固 定 資 産	6,026	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,737
退 職 給 付 に 係 る 資 産	13,717	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	316
繰 延 税 金 資 産	36	偶 発 損 失 引 当 金	479
支 払 承 諾 見 返	14,398	繰 延 税 金 負 債	14,323
貸 倒 引 当 金	△ 22,830	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,401
		支 払 承 諾	14,398
		負 債 の 部 合 計	6,991,073
		(純資産の部)	
		資 本 金	36,839
		資 本 剰 余 金	54,015
		利 益 剰 余 金	225,686
		株 主 資 本 合 計	316,541
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,734
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,627
		土 地 再 評 価 差 額 金	12,453
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	281
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	57,096
		純 資 産 の 部 合 計	373,638
資 産 の 部 合 計	7,364,711	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,364,711

中間連結損益計算書 { 2023年 4月 1日から
2023年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		46,645
資金運用収益	30,013	
(うち貸出金利息)	(19,192)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,813)	
信託報酬	1	
役務取引等収益	10,140	
その他の業務収益	185	
その他の経常収益	6,303	
経常費用		33,059
資金調達費用	3,640	
(うち預金利息)	(72)	
役務取引等費用	2,562	
その他の業務費用	7,017	
営業経費	18,878	
その他の経常費用	961	
経常利益		13,585
特別損失		29
税金等調整前中間純利益		13,556
法人税、住民税及び事業税	3,141	
法人税等調整額	1,073	
法人税等合計		4,215
中間純利益		9,340
親会社株主に帰属する中間純利益		9,340

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社

十六ビジネスサービス株式会社

十六信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

- (2) 持分法適用の関連法人等 0社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 2社

関連法人等としなかった理由

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式を所有しているものであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は全て9月末であり、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記①のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先等債権」という。)については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、住宅ローンと住宅ローン以外の債権のグループ別に、要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の経済への影響は、現状の政府の方針を踏まえ、その影響が当連結会計年度にわたり徐々に薄れていくと想定し、債務者によってその程度は異なるものの、当該想定範囲で当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分の決定、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、当該仮定については、前連結会計年度から重要な変更はありません。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を含む外部環境や債務者の内部環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りの変動や実際の貸倒損失の発生が当初の予想と異なることにより引当額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 1,142 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 30,670 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,391 百万円
危険債権額	48,650 百万円
要管理債権額	2,313 百万円
三月以上延滞債権額	434 百万円
貸出条件緩和債権額	1,878 百万円
小計額	64,355 百万円
正常債権額	4,793,189 百万円
合計額	4,857,544 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 12,160 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	542,285 百万円
貸出金	1,071,747 百万円
その他資産	95 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	52,089 百万円
売現先勘定	127,441 百万円
債券貸借取引受入担保金	112,574 百万円
借入金	322,934 百万円

上記のほか、その他資産には、先物取引差入証拠金 4,164 百万円、金融商品等差入担保金 5,053 百万円、保証金 1,399 百万円及び中央清算機関差入証拠金 35,326 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,186,891百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高496,251百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,156,793百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 59,350百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は56,030百万円であります。

10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託106百万円であります。

11. 連結自己資本比率(国内基準)は、9.80%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益5,957百万円を含んでおります。

2. 中間包括利益 24,640百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2023 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注 3)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券(その他有価証券)	392,361	1,012,211	178	1,404,752
株式	153,674	6,995	—	160,669
国債	171,292	—	—	171,292
地方債	—	512,298	—	512,298
社債	—	258,487	178	258,666
その他(*1)	67,395	234,430	—	301,825
うち外国債券	53,310	138,972	—	192,282
資産計	392,361	1,012,211	178	1,404,752
デリバティブ取引(*2)(*3)	—	2,260	(31)	2,228
金利関連	—	8,348	—	8,348
通貨関連	—	(6,087)	—	(6,087)
クレジット・デリバティブ	—	—	(31)	(31)

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。当該投資信託の中間連結貸借対照表計上額は 9,111 百万円であります。

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
8,587	—	28	495	—	—	9,111	—

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は 8,030 百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、譲渡性預金、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	時価				中間連結貸借 対照表計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
有価証券 (満期保有目的の債券) 社債 貸出金 貸倒引当金(*1)	—	—	55,725	55,725	55,801 4,784,288 △22,596	△75
	—	—	4,719,003	4,719,003	4,761,691	△42,687
資産計	—	—	4,774,729	4,774,729	4,817,492	△42,763
預金	—	6,326,002	—	6,326,002	6,325,993	8
借入金	—	322,934	—	322,934	322,934	—
負債計	—	6,648,936	—	6,648,936	6,648,928	8

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはTIBOR、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2023年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券(その他有価証券)				
社債	割引現在価値法 (※1)	倒産確率 倒産時の損失率	25.0% 20.0%～100.0%	25.0% 51.9%

(※1) 一部の社債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、社債価額から当該貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2023年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替 (※2)	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日にお いて保有す る金融資産 及び金融負 債の評価損 益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益に 計上					
有価証券 (その他 有価証券)	189	△18	1	△27	33	—	178	—
社債	189	△18	1	△27	33	—	178	—
デリバティブ取引 クレジット・デリ バティブ (※3)	△27	△4	—	—	—	—	△31	△31
	△27	△4	—	—	—	—	△31	△31

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 当該有価証券は自行保証付私募債であり、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため、満期保有目的の債券からその他有価証券に保有区分を変更したものであります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、△で表示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内容等に関する事項で開示している計表中の「有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(※1)(※2)	4,848
組合出資金(※3)	15,318

(※1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2023年9月30日現在)

	種 類	中 間 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	32,156	32,333	177
	そ の 他	—	—	—
	小 計	32,156	32,333	177
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	23,645	23,392	△ 252
	そ の 他	—	—	—
	小 計	23,645	23,392	△ 252
合 計		55,801	55,725	△ 75

2. その他有価証券(2023年9月30日現在)

	種 類	中 間 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	155,647	42,977	112,669
	債 券	27,030	26,802	227
	国 債	—	—	—
	地 方 債	6,592	6,558	33
	社 債	20,438	20,244	194
	そ の 他	46,012	44,261	1,751
	うち外国債券	19,941	19,870	71
	小 計	228,690	114,041	114,649
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	5,022	5,422	△ 400
	債 券	915,226	944,739	△ 29,512
	国 債	171,292	181,584	△ 10,292
	地 方 債	505,705	518,499	△ 12,793
	社 債	238,228	244,654	△ 6,426
	そ の 他	264,924	294,997	△ 30,072
	うち外国債券	172,340	190,065	△ 17,724
	小 計	1,185,173	1,245,158	△ 59,985
合 計		1,413,863	1,359,200	54,663

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、社債 18 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、中間連結決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については 30%以上、正常先が発行する有価証券については 50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2023年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,033	1,000	33	33	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 百万円)

	当中間連結会計期間
資金運用収益	30,013
信託報酬	1
役務取引等収益	10,140
うち預金・貸出業務	1,926
うち為替業務	1,839
うち証券関連業務	1,404
うち保証業務	976
その他業務収益	185
その他経常収益	6,303
経常収益	46,645

(注) 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	9,852円25銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	246円30銭